

社会福祉法人 八尾ひまわり福祉会

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 定款準則改正に伴う定款第8条及び第21条に基づいて、法人業務を行う役員等(理事・監事・評議員・選任解任委員)に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人業務を行う役員等(理事・監事・評議員・選任解任委員)に対して報酬を支給するものとする。

第3条

ここで、法人業務とは、定例及び臨時の役員等会への出席、又は、法人本部への補助的相談等、それに付随する業務をいう。

(支給額)

第4条 以下のとおり、支給する。

(1) (報酬)

支給額は、役員等会出席は、1回につき5,000円とする。役員等会以外の日において、理事長の命を受け、法人及び施設の業務にあたった場合は、別表1より報酬を支払う。但し、各年度の総額が、理事70万円、監事は50万円を超えない範囲とする。

(2) (費用弁償)

役員等会出席に対する交通費を含む諸経費として、1回につき3,000円を支給する。

(支給日)

第5条 報酬は、都度払いとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成17年 3月 27日より施行する。

附則

この規程は、平成23年11月 23日より施行する。

附則

この規程は、平成29年 6月 18日より施行する。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

附則

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

別表 1

	報酬（日額）	費用弁償
理事及び監事業務報酬等	5,000 円	3,000 円
中間決算監事監査指導報酬等 役所監査立会い報酬等	27,000 円	3,000 円
本決算監事監査指導報酬等	37,000 円	3,000 円